

中小企業等経営強化法に係る課税標準の特例について (地方税法附則第15条第43項)

先端設備導入計画を策定し、本市の認定を受けた中小企業のうち、一定の要件に該当する場合は、認定後に導入計画に基づき新規取得した設備に係る固定資産について、資産を取得した年の翌年度から3年間（条件によっては5年間）固定資産税の課税標準の特例を受けることができます。

《特例措置について》

○対象者

1. 先端設備等導入計画の認定を受けていること。
2. 中小事業者等（租税特別措置法に規定する中小事業者又は中小企業者）に該当すること。

※資本金1億円以下の法人、従業員数1,000人以下の個人事業主等（大企業の子会社等を除く）

○対象設備

先端設備等導入計画に基づき、令和7年4月1日から令和9年3月31日までに取得した下表の対象設備のうち、以下の要件をすべて満たすもの

1. 先端設備等導入計画に基づき令和7年4月1日から令和9年3月31日までに取得したもの。
2. 年平均の投資利益率が5%以上となることが見込まれる投資計画に記載された投資の目的を達成するために必要不可欠な設備。
3. 商品の生産若しくは販売又は役務の提供の用に直接供するものであること。
4. 中古資産でないこと。

対象資産の種類ごとの要件

設備の種類	最低取得価格
機械及び装置	160万円以上
工具	30万円以上
器具備品	30万円以上
建物附属設備 (※償却資産として課税されるもの)	60万円以上

○特例割合

従業員に対する賃上げ方針により有利な特例割合が適用されます。

賃上げ表明	設備の取得期間	減免期間	特例率
なし	R 7 . 4 . 1 ~ R 9 . 3 . 3 1	なし	
1.5%以上	R 7 . 4 . 1 ~ R 9 . 3 . 3 1	3年間	1 / 2 (1 / 2 軽減)
3%以上	R 7 . 4 . 1 ~ R 9 . 3 . 3 1	5年間	1 / 4 (3 / 4 軽減)

《提出書類について》

○提出書類

1. 中小企業等経営強化法に係る固定資産税（償却資産）課税標準の特例申告書
2. 先端設備等導入計画に係る認定申請書（先端設備等導入計画を含む）（写し）
3. 先端設備等導入計画に係る認定書（写し）
4. 認定経営革新等支援機関が発行する投資計画に関する確認書（写し）
5. 従業員へ賃上げ方針を表明したことを証する書類（写し）

※リース資産で、リース会社が申告する場合は上の各提出書類に加えて以下2点の提出も必要となります。

- ①. リース契約書（写し）
- ②. 公益財団法人リース事業協会が確認した固定資産税軽減額計算書（写し）

《提出時期》

令和8年2月2日までに「令和8年度償却資産申告書」と併せてうきは市役所税務課（徴収対策室）資産税係までご提出ください。